

スポーツで滋賀を元気に！  
滋賀県スポーツ団体等新型コロナウイルス感染症対策支援事業  
[ 募 集 案 内 ]

新型コロナウイルス  
感染症拡大防止対策として・・・

全国大会等に出場するための  
PCR 検査等費用として・・・

上限 **5万円**

上限 **10万円**

滋賀県では、スポーツ活動に取り組むために必要な新型コロナウイルス感染症防止対策等に対して、経費の一部を補助します。

○補助対象期間 令和5年4月1日～令和5年9月30日

○補 助 率 1/2

例)



<補助の仕組み（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の場合）>

例①： かかった経費が6万円

(補助金) 3万円	(自己負担) 3万円
--------------	---------------

$6万円 \times (1/2) = 3万円$ を補助

例②： かかった経費が11万円

(補助金) 5万円	(自己負担) 6万円
--------------	---------------

$11万円 \times (1/2) = 5万5千円 \rightarrow$  上限の5万円を補助

# I 事業の概要

## 1 趣旨

県内スポーツ団体等が、「ウィズコロナ」での活動の中で、一定の感染防止対策の支援を行うことで、安全・安心なスポーツ活動の推進を目指すことを目的とします。

## 2 補助の対象となる期間

補助対象の期間は、令和5年4月1日（土）から令和5年9月30日（土）までです。  
（4月1日以降に着手（発注）した事業で、9月30日（土）までに完了した事業（支出済み  
が対象となります。））

## 3 補助の対象となる者

補助の対象になるのは、以下の（1）または（2）のいずれかに該当する方です。

- （1）スポーツ活動を主たる目的とし、活動の拠点が滋賀県内にある団体であって、次の①～④の要件をすべて満たす団体
- ①定款等においてスポーツの振興に関することが記載されていること
  - ②スポーツ活動を継続して行う意思があること
  - ③令和5年4月1日以降に感染症拡大防止対策を講じて練習、試合、大会等のスポーツ活動を実施していること
  - ④一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人または任意団体（※）のいずれかに該当すること
- （2）スポーツ活動を主たる目的とし、活動の拠点が滋賀県内にある個人であって、次の①～③の要件をすべて満たす方
- ①スポーツに関する物・サービスを提供する事業を継続して行う意思があること
  - ②令和5年4月1日以降に感染症拡大防止対策を講じたスポーツに関する物・サービスを提供する事業を実施していること
  - ③スポーツに関する物・サービスを提供する事業による収入があること

※任意団体については、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・定款に類する規約等を有すること
- ・団体の意思を決定し、執行する体制・組織を有すること
- ・会計に関する担当者を有し、収支状況を明らかにしていること

## 4 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、以下の①または②のいずれかに該当する事業となります。

- ①スポーツの練習、大会または教室開催等の活動を行うために講じる、新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに即した取組であって、滋賀県内で行われるもの
  - ②近畿大会や全国大会等への参加のため、大会要領等で義務づけられた PCR 検査等
- ※①と②を併せて申請することも可能です。

## 5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に補助率 1 / 2 を乗じた額から、国庫補助金その他の助成金等を除いた金額とします。(1,000 円未満は切り捨て)

区分	限度額
4 補助の対象となる事業①	5万円
4 補助の対象となる事業②	10万円

- ※補助金の額は、滋賀県の本補助事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、要望額全てを満たすとは限りません。
- ※4月1日以降に着手（発注）した事業も対象となりますが、交付決定より前に事前着手する場合は、補助金交付額が申請額より減額される可能性もあるため、十分に御留意ください。

## 6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、以下のすべてに該当する経費です。見積書やカタログ等により積算根拠を明確にした上で計上してください。

- ・補助対象事業および当該準備に要する経費のうち、次のページの表に掲げる経費
- ・令和5年4月1日から令和5年9月30日までに採択事業で発生した経費  
(支出まで済んだ経費が対象となります。)

※クレジットカードによる支払いは、補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。

※仮想通貨、クーポン、特典ポイント、金券、商品券等による支払いは認められません。

補助対象経費		
区分		内訳（例）
補助の対象となる事業①	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アルコール消毒液、消毒用ボトル、除菌用ペーパータオル、手袋、石鹸等の手指衛生用品の購入</li> <li>• マスク、ゴーグル、フェイスシールド、アクリル板、スポーツ用具等の飛沫感染防止用品の購入</li> <li>• 体温計、パルスオキシメーターの購入</li> <li>• 簡易 PCR 等の検査用品の購入</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染症防止対策のために必要不可欠なものに限る。 ※単価が税込 3 万円未満のものに限る。</p>
補助の対象となる事業②	役務費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大会要領等で義務づけられている近畿大会や全国大会等に参加するための PCR 検査や陰性証明書等に要する経費</li> </ul>

## Ⅱ 応募の概要

申請は、1個人または1団体につき1事業です。

### 1 申請期間

令和5年4月1日（土）～令和5年9月8日（金）まで  
※予算の上限に達した時点で、募集を終了します。

### 2 申請書類

以下のすべての書類を作成し、申請期間中に提出してください。  
メールで送る場合は、内容が鮮明にわかるようにご留意くださいますようお願いいたします。

#### 【事業が未完了の方】

- ①補助金交付申請書 様式1
- ②事業収支予算書 様式1（別紙1）
- ③誓約書 様式1（別紙2）
- ④口座振込依頼書 様式2
- ⑤通帳を開いた1-2ページ目の写しまたはキャッシュカードの写し等  
（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人のすべてが確認できるもの）
- ⑥補助対象経費の積算がわかる書類の写しや見積書等  
※価格のわかるホームページやカタログの写しも可  
※既に着手・完了している場合は、発注日がわかる書類（発注書や見積書等）および領収書等の写し。
- ⑦大会出場要件がわかる書類  
※I-4 補助の対象となる事業②を申請するときのみ必要
- ⑧その他参考となる資料（団体の規約、役員名簿、開業届の写し等）

#### 【すべての事業が完了している方】

- ①補助金交付申請書（兼実績報告書）様式1-2
- ②事業収支予算書（兼決算書）様式1-2（別紙1）  
及び上記③～⑧

### 3 提出方法

申請は郵送またはメールでのみ受け付けます。FAXによる受付は行いません。  
※9月8日（金）以降の消印の郵便および9月9日（土）0時以降に送信されたメールでの申請書類は、開封せず返却することがあります。

### (1) 郵送

「コロナ対策支援事業 申請書在中」と朱書きの上「簡易書留」で提出してください。

### (2) メール

件名に【コロナ対策支援事業】(団体または個人名) と書いて全ての書類を添付ファイルで提出してください。

### (3) 申請書類の提出先

〒520-0807 滋賀県大津市松本1丁目2-20

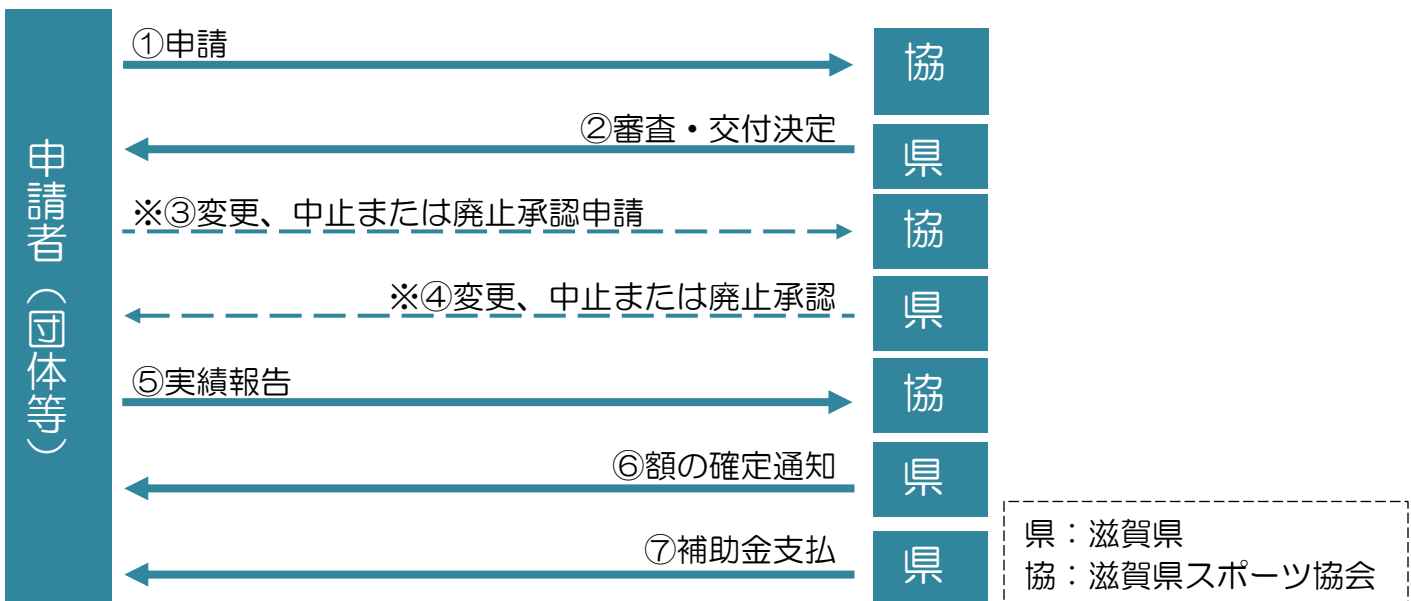
滋賀県スポーツ協会

「滋賀県スポーツ団体等新型コロナウイルス感染症対策支援事業」事務局

TEL : 077-511-9955

E-mail : shiga-sport@bsn.or.jp

## Ⅲ 申請後の手続き



※③④は変更、中止または廃止する場合のみ

※すべての事業が完了後に申請する場合は、①と⑤を同時に行うことが可能です。

### 1 審査結果の通知

応募があった事業の補助金交付申請書を審査し、補助金を交付すべきものであると認められた場合に交付(支払)の決定を行います。

申請内容について、ヒアリングを実施する場合がありますのでご了承ください。

審査結果については、採択・不採択に関わらず文書で通知します。ただし、審査結果についての問合せには応じられません。

## 2 補助事業の中止・廃止

補助事業は原則、採択・交付決定された内容で実施していただくものですが、やむを得ず変更（補助事業の内容に影響を及ぼさない程度の軽易な変更は除く）、中止または廃止しようとする際は、速やかに事務局へご連絡の上、以下のとおり提出し、承認を得る必要があります。

- ①補助事業を変更する場合・・・・・・・・・・変更申請書（様式3）
- ②中止または廃止しようとする場合・・・・支援事業中止・廃止承認申請書（様式4）

事業計画書は、採択後に変更が生じることがないように、十分検討の上、作成してください。

## 3 実績報告書の提出

採択された申請者（団体）は、事業が完了した日から30日以内、または令和5年10月6日（金）17時必着のいずれか早い日までに、下記のすべての資料を提出してください。なお、交付決定前に事業が完了している場合は、交付決定の日から30日以内または令和5年10月6日（金）17時必着のいずれか早い日までに提出してください。

- ①実績報告書：様式5
- ②収支決算書：様式5（別紙1）
- ③事業実施状況がわかる資料（領収書やレシート等の写し、参加者募集チラシ、当日の写真等）

※①～③は郵送またはメールでのみ受け付けます。メールで送る場合は、内容が鮮明にわかるようにご留意くださいますようお願いいたします。

※②に記載されたすべての経費について、実際に支払ったことが確認できる領収書やレシート等の写しを提出してください。

※領収書やレシート等は、判別しやすくするため、当事業とは関連の無いものとは分けていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

## 4 補助金の額の確定

実績報告資料を確認し、補助金交付申請書に書かれた経費が適切に使用されたか等について審査します。提出された内容が適切であると判断したら交付すべき補助金の額を確定し、その金額を通知します。

なお、実績報告書により補助対象経費が減となり、その経費を基に再算定した補助金額が補助金交付決定通知に記載された額より少額になった場合は、補助金の額は減額となります。

## 5 補助金の交付（精算）

原則として、補助金の交付（支払）は、「4 補助金の額の確定」の後に行います。請求書の提出は不要です。

## 6 注意事項

### （1）関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿および関係書類、銀行振込明細等の証拠書類等を事業終了後5年間保管する必要があります。

### （2）軽微な内容の変更について

交付決定後、団体名・住所・連絡先・活動場所・活動期間等の、事業の内容に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合は、速やかに事務局へご連絡ください。

## 7 その他

（1）滋賀県補助金等交付規則またはこの募集案内に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定めます。

### （2）問合せ先

本事業について不明な点があれば、下記までご連絡ください。

〒520-0807 滋賀県大津市松本1丁目2-20

滋賀県スポーツ協会

「滋賀県スポーツ団体等新型コロナウイルス感染症対策支援事業」事務局

TEL：077-511-9955

E-mail：shiga-sport@bsn.or.jp